

(別紙 1 - 4 まあじ)

第 1 特定水産資源

まあじ

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

東京都まあじ漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

イの対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

東京都内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地があるものがまあじを採捕する漁業（大臣許可漁業を除く）

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を東京都まあじ漁業区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととし、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおり上限を設けることを通じて、漁獲努力量を制限する。

漁業の種類	漁獲努力量
中型まき網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号）第 70 条第 1 項に掲げる漁業をいう。）	4 隻
火光利用さば漁業（東京都漁業調整規則（令和 2 年東京都規則第 191 号）第 5 条第 1 項第 3 号に掲げる漁業をいう。）	1 隻

棒受け網漁業（東京都漁業調整規則（令和2年東京都規則第191号）第5条第1項第13号に掲げる漁業をいう。）	41隻
小型定置漁業	3ヶ統